

## 佐賀県人事委員会細則第1号

佐賀県職員の任用に関する規則の実施規程（昭和44年佐賀県人事委員会細則第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

佐賀県人事委員会事務局長 西 岡 剛 志

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(臨時的任用報告書)</p> <p><b>第3条</b> 任命権者は、任用規則第9条第2項（任用規則第10条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により臨時的任用の報告をしようとするときは、<u>臨時的任用報告書（期間の更新の場合にあつては、臨時的任用（期間更新）報告書）</u>を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>（採用候補者名簿作成依頼書）</u></p> <p><b>第4条</b> 任命権者は、<u>人事委員会に対し採用候補者名簿の作成を依頼しようとするときは、採用候補者名簿作成依頼書を人事委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 人事委員会は、前項の規定により依頼書を受理したときは、当該名簿の作成計画を定め、当該計画を採用候補者名簿作成計画書により、任命権者に通知するものとする。</u></p> <p>(採用候補者の提示請求書)</p> <p><b>第5条</b> 任命権者は、任用規則第16条第2項の規定により採用候補者の提示の請求をしようとするときは、採用候補者提示請求書を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><b>第6条・第7条</b> 略</p> <p>(請求書等の様式)</p>	<p>(臨時的任用報告書)</p> <p><b>第3条</b> 任命権者は、任用規則第9条第2項（任用規則第10条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により臨時的任用の報告をしようとするときは、<u>当該年度において臨時的任用により任用した者（期間の更新の場合にあつては、臨時的任用の期間を更新した者）の人数を記載した文書</u>を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>(採用候補者の提示請求書)</p> <p><b>第4条</b> 任命権者は、任用規則第16条第2項の規定により<u>採用候補者名簿からの</u>採用候補者の提示の請求をしようとするときは、採用候補者提示請求書を人事委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p><b>第5条・第6条</b> 略</p> <p>(請求書等の様式)</p>

改正前					改正後				
<b>第8条</b> この規程に規定する様式の様式番号、提出者、提出先者及び提出部数は、次のとおりとする。					<b>第7条</b> この規程に規定する様式の様式番号、提出者、提出先者及び提出部数は、次のとおりとする。				
様式の名称	様式番号	提出者	提出先者	提出部数	様式の名称	様式番号	提出者	提出先者	提出部数
略				1部	略				1部
採用選考結果通知書	〃 第2号	人事委員会委員長	任命権者		採用選考結果通知書	〃 第2号	人事委員会委員長	任命権者	
臨時的任用報告書	〃 第3号	任命権者	人事委員会事務局長						
臨時的任用(期間更新)報告書	〃 第4号	〃	〃						
採用候補者名簿作成依頼書	〃 第5号	〃	〃						
採用候補者名簿作成計画通知書	〃 第6号	人事委員会委員長	任命権者						
採用候補者名簿	〃 第7号				採用候補者名簿	〃 第3号			
採用候補者提示請求書	〃 第8号	任命権者	人事委員会事務局長		採用候補者提示請求書	〃 第4号	任命権者	人事委員会事務局長	
採用候補者提示書	〃 第9号	人事委員会事務局長	任命権者		採用候補者提示書	〃 第5号	人事委員会事務局長	任命権者	
採用候補者選	〃	任命権者	人事委員		採用候補者選	〃	任命権者	人事委員	

改正前					改正後				
択結果通知書	第10号		会委員長		択結果通知書	第6号		会委員長	
採用選考結果 報告書	〃 第11号	〃	〃		採用選考結果 報告書	〃 第7号	〃	〃	

様式第3号から様式第6号までを削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>様式第7号</u> 略	<u>様式第3号</u> 略
<u>様式第8号</u> 略	<u>様式第4号</u> 略
<u>様式第9号</u> 略	<u>様式第5号</u> 略
<u>様式第10号</u> 略	<u>様式第6号</u> 略
<u>様式第11号</u> 略	<u>様式第7号</u> 略

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。